

○雲仙市公共施設使用料減免規則

平成24年3月19日

規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、公共施設の使用料を減免することにより、使用するものの経済的負担を軽減するとともに、公共施設の利用を促進させ、教育、福祉等の行政環境の充実を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この規則において対象となる公共施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 雲仙市立公民館の設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第84号）第2条第2項に規定する雲仙市瑞穂町公民館、雲仙市千々石町公民館及び雲仙市小浜町南本町公民館
- (2) 雲仙市南串山文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第88号）第3条に規定する雲仙市南串山文化センター
- (3) 雲仙市南串山コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第89号）第3条に規定する雲仙市南串山コミュニティセンター
- (4) 雲仙市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第90号）第3条に規定する国見町文化会館、吾妻町ふるさと会館、愛野町文化会館及びハマユリックスホール
- (5) 雲仙市歴史資料館の設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第87号）第3条に規定する雲仙市小浜歴史資料館及び雲仙市歴史資料館国見展示館
- (6) 雲仙市国見神代小路歴史文化公園の設置に関する条例（平成17年雲仙市条例第103号）第2条第2項に規定する鍋島邸
- (7) 雲仙市神代小路まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例（平成28年雲仙市条例第4号）第3条に規定する雲仙市神代小路まちなみ交流館
- (8) 雲仙市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第97号）第2条第2項に規定する雲仙市国見コミュニティプラザ雲仙市吾妻農村広場、雲仙市サンスポーツランドあづま、雲仙市愛野運動公園、雲仙市小浜ふれあいの村グラウンド、雲仙市立国見中学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立愛野中学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立千々石第二小学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立千々石中学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立千々石中学校庭球コート夜間照明施設、雲仙市立南串第一小学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立南串第二小学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市立南串中学校屋外運動場夜間照明施設、雲仙市国見体育館、雲仙市瑞穂体育館、雲仙市吾妻体育館、雲仙市愛野体育館、雲仙市千々石体育館、雲仙市小浜体育館、雲仙市国見武道館、雲仙市吾妻武道場、雲仙市愛野武道場、雲仙市瑞穂弓道場、雲仙市小浜弓道場及び雲仙市千々石相撲場
- (9) 雲仙市みずほすこやかランド体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第91号）第3条に規定する雲仙市みずほすこやかランド多目的グラウンド、雲仙市みずほすこやかランドテニスコート及び雲仙市みずほすこやかランドグラウンドゴルフ場

- (10) 雲仙市みずほすこやかランドふれあい広場の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第92号）第3条に規定する雲仙市みずほすこやかランドふれあい広場
- (11) 雲仙市みずほすこやかランドふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第93号）第3条に規定する雲仙市みずほすこやかランドふれあい会館
- (12) 雲仙市立小・中学校体育施設開放の管理利用に関する条例（平成17年雲仙市条例第96号）第2条に規定する体育施設
- (13) 雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第95号）第2条第2項に規定する雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）
- (14) 雲仙市瑞穂農業者健康管理施設設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第149号）第3条に規定する雲仙市瑞穂農業者健康管理施設
- (15) 雲仙市小浜公会堂の設置及び管理に関する条例（平成22年雲仙市条例第1号）第3条に規定する雲仙市小浜公会堂
- (16) 雲仙メモリアルホールの設置及び管理に関する条例（平成22年雲仙市条例第2号）第3条に規定する雲仙メモリアルホール
- (17) 雲仙やまびこ会館の設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第165号）第3条に規定する雲仙やまびこ会館
- (18) 雲仙市永松邸の設置及び管理に関する条例（令和4年雲仙市条例第1号）第3条に規定する雲仙市永松邸
- (19) 雲仙市千々石老人福祉センター橘荘の設置及び管理に関する条例（令和元年雲仙市条例第25号）第3条に規定する雲仙市千々石老人福祉センター橘荘
- (20) 雲仙市立木場ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（令和元年雲仙市条例第27号）第3条に規定する雲仙市立木場ふれあいセンター
- (21) 雲仙市小浜老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（令和元年雲仙市条例第26号）第3条に規定する雲仙市小浜老人福祉センター
- (22) 雲仙市保健センター及び保健福祉センターの設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第123号）第3条に規定する雲仙市吾妻保健センター、雲仙市愛野保健福祉センター、雲仙市千々石保健センター及び雲仙市南串山保健福祉センター
- (23) 雲仙市小浜クリーンセンター運動広場の設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第100号）第3条に規定する雲仙市小浜クリーンセンター運動広場
- (24) 雲仙市国見農村環境改善センター等の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第144号）第2条に規定する雲仙市国見農村環境改善センター及び雲仙市国見神代地区多目的研修集会施設
- (25) 雲仙市吾妻就業改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第111号）第2条に規定する雲仙市吾妻就業改善センター
- (26) 雲仙市千々石下峰多目的集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年雲

仙市条例第148号)第3条に規定する雲仙市千々石下峰多目的集会所

(27) 雲仙市小浜北串住民センターの設置、利用及び管理等に関する条例(平成17年雲仙市条例第142号)第3条に規定する雲仙市小浜北串住民センター

(28) 雲仙市富津漁民センターの設置及び管理等に関する条例(平成17年雲仙市条例第160号)第3条に規定する雲仙市富津漁民センター

(29) 雲仙市小浜マリンパークの設置及び管理等に関する条例(平成17年雲仙市条例第166号)第3条に規定する雲仙市小浜マリンパーク

(使用料減免基準)

第3条 公共施設を使用する場合の使用料の減免基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行日以降に使用又は利用の許可をしたものに係る使用料の減免から適用し、この規則の施行日前に使用又は利用の許可をしたものに係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日規則第5号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年4月6日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月16日規則第3号)

この規則は、雲仙市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和元年雲仙市条例第4号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第11号)

この規則は、令和2年5月7日から施行する。

附 則(令和2年12月22日規則第38号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月12日規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日規則第5号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

雲仙市公共施設の使用料等の免除及び減額の基準

区分	対象
①免除（各公共施設に係る条例・規則に定める使用料の全てを免除）	1 雲仙市又は雲仙市教育委員会等が主催又は共催して行う会合又は行事で使用する場合 2 国・県などの行政機関等が地域住民を対象として行う行政上必要な説明会等で使用する場合 3 雲仙市内に所在する団体等が、市の事業の推進又はこれに類する目的のために行う会合又は行事で使用する場合 4 雲仙市立小・中学校が授業、行事等の一環として使用する場合 5 雲仙市立小・中学校のクラブ活動等において、主たる練習会場として使用する場合 6 各種大会等へ出場するために雲仙市教育委員会が必要と認める場合において、練習会場として使用する場合
②減額（各公共施設に係る条例に定める施設使用料のみ免除）	1 雲仙市又は雲仙市教育委員会等が協賛して行う会合又は行事で使用する場合 2 雲仙市内に所在し、公益上の必要性から組織された団体等がその事業目的のために行う会合又は行事で使用する場合 3 雲仙市内に所在する団体等が地域福祉及び地域活性化のため行う会合又は行事で使用する場合 4 雲仙市立小・中学校のクラブ活動等において、臨時に練習会場として使用する場合

※ 営利を目的とする使用については、免除及び減額の対象としない。

※ 団体使用の場合のみ免除及び減額の対象とする。